明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約変更を許可した件（総務五六）　一
○「政府調達に関する協定を改正する議定書」によって改正された「政府調達に関する協定」附属書Ⅰに掲げる我が国の基準額に対応する邦貨換算額の通報に関する件（外務四一）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産三四〇～三四二）　三
○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（国土交通一五九～一六六）　五
○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（同一六七、一六八）　六
○講習の実施機関から国土交通大臣への変更届出の件（同一六九～一七二）　六
○適性診断の実施機関から国土交通大臣への変更届出の件（同一七三、一七四）　六
○高速自動車国道に関する件（同一七五～一七八）　六
○建築基準法施行規則の規定により、登録調査資格者講習として登録した件の一部を改正する件（同一七九）　七
○建築基準法施行規則の規定により、登録昇降機検査資格者講習として登録した件の一部を改正する件（同一八〇）　七
○建築基準法施行規則の規定により、登録建築設備検査資格者講習として登録した件の一部を改正する件（同一八一）　七
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の規定により、耐震診断資格者講習として登録した件の一部を改正する件（同一八二）　七
○構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を習得させるための講習を登録した件の一部を改正する件（同一八三）　八
○登録防火設備検査員講習を登録した件の一部を改正する件（同一八四）　八
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表チ及び第十四条の表チの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示の一部を改正する告示（原子力規制委三）　九
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一七～二〇）　一〇
○道路に関する件（九州地方整備局一六、一七）　一〇

〔国会事項〕

内閣　一〇

〔人事異動〕

官庁報告

官庁事項

原子力規制委員会防災業務計画の修正要旨の公表について（原子力規制委員会）　一〇

労働

最低工賃の廃止決定に関する公示（静岡労働局最低工賃公示一）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、宅地建物取引業法第六十七条関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　二七

会社その他

告示

○総務省告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、関西広域連合の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月十五日

総務大臣　野田　聖子

一　許可年月日
　平成三十年一月四日
二　施行年月日
　平成三十一年四月一日
　ただし、広域連合の処理する事務中「通訳案内士に係る登録等に関する事務」を「全国通訳案内士及び地域通訳案内士（広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。）に係る登録等に関する事務」に改める規約変更等については、平成三十年一月四日から施行する。
三　主な変更内容
㈠　広域連合の処理する事務中「通訳案内士に係る登録等に関する事務」を「全国通訳案内士及び地域通訳案内士（広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。）に係る登録等に関する事務」に改め、処理する事務に「毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項に規定する試験に関する事務」を追加する。
㈡　広域連合の経費の支弁の方法を変更する。

○外務省告示第四十一号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日に作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国付表1、付表2及び付表3に掲げる産品又はサービスの基準額に対応する邦貨換算額について、日本国政府から政府調達に関する委員会に対し、次の内容の通報を行った。これらの邦貨換算額は、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成三十年二月十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉